令和7年度　第 57 回
社会保険労務士試験　解答･解説

※以下の解答はユーキャンの作成によるものです。試験センター発表のものではありません。

選択式　解答一覧

【問１】労働基準法及び労働安全衛生法

A	③	裁判所
B	⑯	付加金
C	⑥	上記権利等を保障した趣旨を実質的に失わせるものと認められる
D	④	作業管理
E	⑦	譲渡し、貸与し

根拠条文／A・B：法 114 条、C：最判 平 15.12.4 東朋学園事件、D：平 26 基発 0217 第 7 号、E：法 42 条

【問２】労働者災害補償保険法

A	⑧	第５級以上
B	⑰	労働
C	④	10 年
D	⑯	補完
E	⑱	労働基準監督署長

根拠条文／A・B：則 15 条、C：則 36 条 1 項、D・E：最判 平 15.9.4 中央労基署長（労災就学援護費）事件

【問３】雇用保険法

A	⑱	並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業
B	⑮	失業の予防
C	⑧	１年
D	⑩	求職の申込みをした上
E	③	78 日

根拠条文／A・B：法 1 条、C・D：法 37 条の４第５項、E：法 53 条 1 項 1 号

【問４】労務管理その他の労働に関する一般常識

A	②	医療、福祉
B	⑰	農業、林業
C	⑥	業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
D	⑫	施設管理
E	⑨	組合の弱体化を図ろうとしたもの

根拠条文／A・B：総務省「統計からみた我が国の高齢者（統計トピックス №142）（令和６年９月 15 日）」、C：労総法 30 条の２第１項、D・E：最判 平 7.9.8 オリエンタルモーター事件

【問５】社会保険に関する一般常識

A	③	83.1
B	⑮	地方公共団体
C	⑤	医療との連携
D	⑭	責任準備金の額
E	⑨	資産所得倍増プラン

根拠条文／Ａ：令和５年度の国民年金の加入・保険料納付状況、Ｂ：高確法４条１項、Ｃ：介保法２条２項、Ｄ：確給法 60 条２項、Ｅ：令和６年版厚生労働白書 290 頁

【問６】健康保険法

A	⑮	48 万 8,000
B	④	３
C	⑩	85
D	⑦	４分の３
E	⑳	日本年金機構又は地方厚生局長

根拠条文／Ａ・Ｂ：令 36 条、Ｃ：昭 3.3.16 保発 11 号、昭 27.6.16 保文発 2427 号、Ｄ：法 33 条２項、Ｅ：則 22 条１項

【問７】厚生年金保険法

A	⑦	17 日
B	①	11 日
C	⑯	名目手取り賃金変動率
D	⑲	令和４年２月
E	⑪	障害厚生年金のみである

根拠条文／Ａ・Ｂ：法 21 条１項、Ｃ：法 43 条の４第１項、Ｄ：法 51 条、78 条の 21、令３条の 12 の 11、Ｅ：法 47 条１項、国民年金法７条１項２号、30 条１項、同法附則３条

【問８】国民年金法

A	⑲	平成 16 年
B	⑪	16,900 円
C	⑭	産前産後期間の保険料免除制度
D	⑦	128
E	④	38

根拠条文／Ａ～Ｃ：厚生労働省報道発表資料、Ｄ・Ｅ：令６条の９

択一式　解答一覧

■労働基準法及び労働安全衛生法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	D	A	E	A	E	D	D	C	E

■労働者災害補償保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	C	D	E	E	E	B	C	D	E

■雇用保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	D	B	B	A	A	A	E	A	D

■労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	B	E	D	B	E	E	D	A	D

■健康保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	E	B	C	C	D	E	D	E	B	B

■厚生年金保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	C	E	B	C	D	D	B	E	C	D

■国民年金法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	B	E	D	D	D	B	C	E	E

■　労働基準法及び労働安全衛生法　■

【問1】　解答　D

ア　○　昭 23.3.2 基発 381 号。設問のとおり。

イ　○　昭 23.3.2 基発 381 号。設問のとおり。

ウ　○　法７条、昭 63.3.14 基発 150 号。設問のとおり。

エ　×　法９条、コンメンタール上 113 頁。失業者は含まない。労働基準法の「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に（現実に）使用される者で、賃金を支払われる者をいう。なお、失業者を含むのは、労働組合法上の労働者である。

オ　○　昭 63.3.14 基発 150 号。設問のとおり。

以上から、正しいものは四つであるため、正解はＤである。

【問2】　解答　D

A　○　法 12 条１項１号。設問のとおり。設問の労働者は、賃金が「日給」で支払われているため、平均賃金の最低保障額が適用される。設問の労働者に係る平均賃金の額は、算定事由発生日（７月 15 日）の直前の賃金締切日である６月 20 日以前３ヵ間をその計算の基礎とする。この場合の平均賃金の額は、①原則的な額が「30 万円（10 万円×３ヵ月。以下同じ。）÷92 日（３ヵ月間の総日数）≒3,260.86 円」となり、②最低保障額が「30 万円÷30 日（３ヵ月間の労働日数）×100 分の 60＝6,000 円」となる。したがって、平均賃金の額は、②による額の方が高いため、「6,000 円」となる。

B　○　昭 39.6.12 基収 2316 号。設問のとおり。

C　○　昭 45.5.14 基発 374 号。設問のとおり。

D　×　昭 23.4.22 基収 1065 号。設問は、「算定事由発生日前に賃金締切日があるか否かにかかわらず」とある部分が誤り。雇入れ後３ヵ月未満の労働者に係る平均賃金の額を計算する場合においても、算定事由発生日前に賃金締切日があるときは、直前の賃金締切日から起算してその額を計算する。

E　○　則４条。設問のとおり。

【問3】　解答　A

A　○　法 14 条１項２号、コンメンタール上 229 頁。設問のとおり。

B　×　昭 22.12.15 基発 502 号。使用者のみに罰則が適用される。

C　×　法 15 条２項、コンメンタール上 244 頁。明示されたとおりの労働条件の履行を使用者に要求することもできる。なお、その要求に応じない場合には、債務不履行を理由に損害賠償を請求することもできる。

D　×　法 19 条、コンメンタール上 287 頁。Ｘ社のみが労働者を解雇してはならない。法 19 条（解雇制限）の「業務上」とは、当該企業の業務により負傷し、又は疾病にか

かった場合を意味するものである。他の企業の業務により負傷し、又は疾病にかかった場合には、法19条の「業務上」とはならない。したがって、設問の場合は、X社の業務により負傷しているため、解雇制限の対象となるのは、X社のみとなる。

E　×　法20条1項、昭63.3.14基発150号。設問の場合は、「やむを得ない事由」に該当しないため、解雇の予告を行う必要がある。

【問4】　解答　E

A　×　法17条。前借金相殺の禁止の規定（法17条）には、設問のような例外はない。

B　×　昭63.3.14基発150号。無効となる。法24条1項は、労働者本人以外の者に賃金を支払うことを禁止するものである。したがって、労働者の親権者その他の法定代理人に支払うこと、労働者の委任を受けた任意代理人に支払うことは、いずれも同条違反となり、労働者が第三者に賃金受領権限を与えようとする委任、代理等の法律行為は無効となる。

C　×　昭23.9.14基発1357号。違反しない。設問のようにストライキ等のため過払いとなった前月分の賃金を当月分の賃金で清算する程度は、賃金それ自体の計算に関するものであるから、法24条1項の賃金全額払原則には違反しない。

D　×　法25条、コンメンタール上374頁。いまだ労務の提供のない期間に対する賃金を支払期日前に支払う義務はない。労働者が支払期日前に支払いを請求することができ、使用者がこれに応じなければならない賃金は、「既往の労働に対する賃金」である。

E　○　昭24.3.22基収4077号。設問のとおり。

【問5】　解答　A

A　×　昭24.2.9基収4234号、コンメンタール上508頁。設問は、「それぞれの事業場の労働組合員数にかかわらず」とある部分が誤り。設問の労働組合が、本社、X支店及びY支店のいずれの事業場においても労働者側の協定当事者と認められるためには、それぞれの事業場において、労働組合員数がその事業場の労働者の過半数を占めていなければならない。

B　○　昭36.1.6基収6619号、コンメンタール上514頁。設問のとおり。労働者側の協定当事者は、協定締結時にその要件を満たしていればよく、協定締結後に当事者としての要件を満たさなくなったり、労働組合が解散したり、代表者が死亡したような場合であっても、当該協定の効力は失われない。

C　○　昭46.1.18基収6206号。設問のとおり。

D　○　昭24.2.9基収4234号、コンメンタール上507頁。設問のとおり。

E　○　最判　平13.6.22トーコロ事件。設問のとおり。

【問6】　解答　E

A　×　昭23.2.20基発297号。設問の通勤手当のうち、実際距離にかかわらず「一律に支給される1,000円」の部分については、割増賃金の除外賃金となる通勤手当には該当せず、割増賃金の基礎となる賃金に算入しなければならない。

B　×　昭 26.8.6 基収 3305 号。算入する必要はない。手術に従事した医師に対して支払われる手術手当は、「当該手術手当の与えられる勤務時間が法定の割増賃金を支払うべき時間に該当する場合にのみ」割増賃金の基礎となる。したがって、手術以外の業務で法定時間外労働を行った場合には、手術手当を割増賃金の基礎となる賃金に算入する必要はない。

C　×　昭 23.11.22 基発 1681 号。法定労働時間外に特殊作業手当が支払われる現場作業（特殊作業）に従事した場合には、当該特殊作業に従事した時間が法 37 条 1 項の「通常の労働時間」に該当する。したがって、設問の特殊作業手当は、「通常の労働時間の賃金」に含まれるため、割増賃金の基礎となる賃金に算入しなければならない。

D　×　平 12.3.8 基収 78 号。賞与額も割増賃金の基礎となる賃金に算入しなければならない。設問のように毎月支払部分と賞与部分を合計してあらかじめ年俸額が確定している場合の賞与部分は、支給額が確定されていない賃金に該当せず、賞与部分を含めて支給額が確定している年俸額を算定の基礎として割増賃金を支払う必要がある。

E　○　昭 41.4.2 基収 1262 号、コンメンタール上 542 頁・543 頁。設問のとおり。法 37 条 1 項の「通常の労働時間又は労働日の賃金」とは、割増賃金を支払うべき労働が「深夜でない」所定労働時間中に行われた場合に支払われる賃金と解されている。設問の夜間看護手当は、「深夜」の所定労働時間中の勤務に対する手当であることから、「通常の労働時間又は労働日の賃金」とは認められず、割増賃金の基礎となる賃金に算入しなくとも差し支えないとされている。

【問7】　解答　D

A　○　令 5 基発 1012 第 2 号。設問のとおり。

B　○　最判 昭 43.8.2 西日本鉄道事件。設問のとおり。

C　○　令 4.1.7 厚生労働省「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」。設問のとおり。

D　×　則 49 条 2 項。押印は必要ない。就業規則の届出に添付すべき意見を記した書面は、労働者を代表する者の氏名を記載したものであれば足りる。

E　○　昭 63.3.14 基発 150 号。設問のとおり。

【問8】　解答　D

A　○　法 3 条 3 項、昭 47.9.18 基発 602 号。設問のとおり。

B　○　法 29 条 1 項、昭 47.9.18 発基 91 号。設問のとおり。

C　○　則 2 条 2 項。設問のとおり。

D　×　則 11 条 1 項、15 条。産業医についても定期巡視義務の規定が定められている。産業医は、少なくとも毎月 1 回（産業医が、事業者から、毎月 1 回以上、所定の情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも 2 ヵ月に 1 回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

E　○　則 12 条の 3 第 1 項。設問のとおり。

【問9】　解答　C

A　×　令 20 条 7 号、クレーン則 68 条。設問の業務については、「クレーン・デリック運転士免許」ではなく、「移動式クレーン運転士免許」を受けた者を就かせることができる。

B　×　令 20 条 6 号、クレーン則 21 条 1 項 1 号、22 条。つり上げ荷重が 5 トン未満（設問では「3 トン」）のクレーンの運転の業務については、労働者に特別教育を行えば足りる。なお、つり上げ荷重が「5 トン以上」のクレーンを床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務については、「床上操作式クレーン運転技能講習」を修了した者を就かせることができる。

C　○　令 20 条 12 号、令別表第 7 第 2 号 1 。設問のとおり。なお、就業制限業務に該当するのは、機体重量が「3 トン以上」のパワー・ショベルで、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務である。

D　×　令 20 条 13 号。就業制限業務に該当しないのは、最大荷重が「3 トン未満」ではなく、「1 トン未満」のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務である。つまり、最大荷重が「1 トン以上」のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務は、就業制限業務に該当する。

E　×　令 20 条 16 号。つり上げ荷重が 1 トン以上（設問では「5 トン」）のクレーンの玉掛けの業務（吊り上げようとする荷の重さは不問）は、就業制限業務に該当する。

【問 10】　解答　E

A　○　粉じん則 26 条 1 項。設問のとおり。

B　○　則 587 条 1 号、607 条 1 項。設問のとおり。

C　○　則 590 条 1 項。設問のとおり。

D　○　特化則 36 条 1 項。設問のとおり。

E　×　酸欠則 3 条 1 項。酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場については、「半月以内ごとに 1 回、定期に」ではなく、「その日の作業を開始する前に」、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定しなければならない。

■　労働者災害補償保険法（労働保険徴収法を含む。）　■

【問1】　解答　B

A　×　昭 35.11.2 基発 932 号。常に出向先事業に係る保険関係によるものとはされていない。在籍型出向の場合の出向労働者に係る保険関係が出向元事業と出向先事業とのいずれにあるかは、出向の目的及び出向元事業と出向先事業とが当該出向労働者の出向につき行った契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、決定される。したがって、設問の労働者に係る労災保険給付は、上記により決定された保険関係による。

B　○　昭 61.6.30 基発 383 号。設問のとおり。

C　×　法３条１項、平 18 基発 1002004 号。設問は、「雇用契約の締結の有無にかかわらず」とある部分が誤り。設問の障害者は、事業場と雇用契約を締結して就労の機会の提供を受ける場合に、労働基準法の労働者に該当し、労災保険法が適用される。

D　×　平 9.9.18 基発 636 号。適用されることがある。インターンシップにおいての実習について、直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ、事業場と学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該実習に参加する学生は、労働者に該当するものと考えられる。したがって、労働者に該当する場合には、労災保険法が適用される。

E　×　地方公務員災害補償法２条１項１号、平 30.3.27 事務連絡（会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員共済、公務災害補償及び退職手当の取扱いについて）等。設問の臨時的任用された者には、原則として、「地方公務員災害補償法」が適用されるため、労災保険法が適用されない。

【問2】　解答　C

ア　対象となる　昭 24.1.19 基収 3375 号。突発事故のため使用者の呼出しを受けて現場にかけつける途上の負傷は、業務災害である。

イ　対象とならない　昭 24.12.15 基収 4028 号。設問の労働者の行為は、社宅への延焼防止作業とはいえども、本来、労働者が行うべき業務ではないため、業務起因性は認められない。したがって、設問の死亡は、業務災害ではない。

ウ　対象となる　昭 34.7.15 基収 2980 号。出張中は、積極的な私的行為を行うなどの特別の事情がない限り、その過程の全般について事業主の支配下にあると考えられるため、設問の負傷は業務災害である。

エ　対象となる　昭 36.3.13 基収 1844 号。天災地変に起因する災害であっても、災害を被りやすい業務上の事情があり、その事情と相まって発生したものであれば、業務災害である。

オ　対象とならない　昭 49.3.1 基収 260 号。設問の負傷は、帰宅途上の負傷であるため通勤災害であり、業務災害ではない。

以上から、業務災害として保険給付の対象となるものは三つであるため、正解はCである。

【問3】　解答　D

ア　×　令３基発 0914 第１号。設問は、後半の記述が誤り。日常業務とは、「通常の所定労働時間内の所定業務内容」をいい、労使協定により延長することができる労働時間内に行う業務は含まれない。

イ　×　令３基発 0914 第１号。「９時間未満」ではなく、「11 時間未満」である。

ウ　○　令３基発 0914 第１号。設問のとおり。

エ　×　令３基発 0914 第１号。業務と発症との関連が認められることがある。器質的心疾患を有する者についても、その病態が安定しており、直ちに重篤な状態に至るとは考えられない場合であって、業務による明らかな過重負荷によって自然経過を超えて対象疾病を発症したと認められるときは、業務と発症との関連が認められる。

オ　○　令３基発 0914 第１号。設問のとおり。

以上から、正しいものの組合せは、Ｄ（ウとオ）である。

【問4】　解答　Ｅ

Ａ　×　則 46 条の 20 第１項。最低額は「2,000 円」ではなく、「3,500 円」である。なお、特別加入者の給付基礎日額を定める厚生労働大臣の権限は、「都道府県労働局長」に委任されている。

Ｂ　×　法８条の２第２項。「３年」ではなく、「１年６ヵ月」である。

Ｃ　×　最判 昭 58.10.13 浜松労基署長（雪島鉄工所）事件。休業補償給付は、労働者が業務上の傷病により療養のため労働不能の状態にあって賃金を受けることができない場合であれば、出勤停止の懲戒処分を受けたために雇用契約上の賃金請求権が発生しない日についても支給される。

Ｄ　×　特別支給金則３条５項。「請求後に」ではなく、「請求と同時に」である。

Ｅ　○　法 14 条２項、令１条１項。設問のとおり。なお、「労災保険法施行令第１条第１項で定める額」とは、「減額調整前の休業補償給付の額 － 障害厚生年金等の額を 365 で除して得た額」による額のことである。つまり、設問後半の規定は、減額調整後の休業補償給付の額と障害厚生年金等の額との合計額が、減額調整前の休業補償給付の額を下回ることがないように、上記の額を最低保障する旨の規定である。

【問5】　解答　Ｅ

Ａ　×　法 12 条の８第４項３号。病院又は診療所に入院している間は、介護補償給付を受けることができない。なお、介護補償給付の支給対象となるのは、「障害補償年金又は傷病補償年金」を受ける権利を有する労働者であって、所定の要件を満たすものである。

Ｂ　×　法 12 条の８第４項１号。設問の障害者支援施設に入所し、生活介護を受けている間は、介護補償給付を受けることができない。

Ｃ　×　法 12 条の８第４項。「障害補償一時金」の支給を受けた労働者が、「加齢」により介護を要する状態となったとしても、介護補償給付を受けることができない。介護補償給付は、「障害補償年金又は傷病補償年金」を受ける権利を有する労働者が、「その年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のもの（特定障害）」により、常時又は随時介護を要する状態にある場合でなければ受けることがで

きない。

D　×　法 12 条の 8 第 4 項、則 18 条の 3 の 2、則別表第 3、平 8.3.1 基発 95 号。設問は、「他に障害を負っているか否かにかかわらず」とある部分が誤り。常時介護を要する障害の程度に該当するものは、次のとおりである。設問の場合は、両眼が失明するとともに、障害等級第 1 級・第 2 級又は傷病等級第 1 級・第 2 級に該当する障害を有するときに、次の③に該当し、常時介護を要する障害の程度にあるとされる。

①神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（又は有し）、常に介護を要する障害（障害等級第 1 級又は傷病等級第 1 級の障害の状態のうち所定のもの）

②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（又は有し）、常に介護を要する障害（同上）

③上記①及び②以外の障害等級第 1 級又は傷病等級第 1 級の障害の状態のうち、重複障害等障害の状態が特に重篤であって、①又は②と同程度の介護を要する状態にあるもの（具体的には、両眼が失明するとともに、障害等級第 1 級・第 2 級又は傷病等級第 1 級・第 2 級に該当する障害を有するもの等）

E　○　則 18 条の 3 の 4 第 1 項 2 号。設問のとおり。

【問6】　解答　E

A　○　則 11 条の 3 第 1 項。設問のとおり。

B　○　法 26 条 2 項 1 号。設問のとおり。

C　○　法 26 条 2 項 2 号、平 13.3.30 基発 233 号。設問のとおり。

D　○　法 26 条 1 項、平 13.3.30 基発 233 号。設問のとおり。

E　×　法 26 条 1 項。当該検査項目の「いずれかに」ではなく、「いずれにも」異常の所見があると診断されたときである。

【問7】　解答　B

A　○　令 6 基発 0426 第 2 号。設問のとおり。

B　×　令 6 基発 0426 第 2 号。特別加入団体として承認を受けるためには、「都道府県」ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設け、「全国」を単位として団体を運営する必要がある。

C　○　令 6 基発 0426 第 2 号。設問のとおり。

D　○　令 6 基発 0426 第 2 号。設問のとおり。

E　○　令 6 基発 0426 第 2 号。設問のとおり。

【問8】　解答　C

A　×　法 12 条 3 項、昭 40.7.31 基発 901 号、昭 41.12.28 基発 1379 号。「同法第 20 条に規定するいわゆる有期事業のメリット制」ではなく、「同法第 12 条第 3 項に規定するいわゆる継続事業のメリット制」の適用対象とされる。二以上の有期事業が一括された場合には、一括された事業は継続事業として取り扱われる。

B　×　則 6 条 3 項、34 条、38 条 1 項。一括有期事業報告書は、一括された事業ごとに作成するのではなく、一括された事業について（まとめて）作成し、一括事務所（一括有期事業に係る労働保険料の事務を取り扱う一の事務所）の所在地を管轄する都道

府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。各事業の所在地を管轄する都道府県労働局歳入徴収官に提出するのではない。

C　○　コンメンタール 167 頁。設問のとおり。

D　×　昭 40.7.31 基発 901 号。事業の規模の変更等があった場合でも、あくまで当初の一括扱いによることとされ、新たに独立の有期事業として取り扱われない。

E　×　則６条１項２号、13 条２項１号、コンメンタール 169 頁。機械器具等の損料に相当する額は、請負代金の額に加算する。控除するのではない。

【問9】　解答　D

A　○　法２条２項、11 条２項、昭 23.1.9 基発 14 号。設問の請負人は、事業主が使用する労働者ではない。したがって、当該請負人に対して支払った報酬額は、賃金に該当せず、確定賃金総額に含めない。

B　○　法 11 条１項、12 条１項、15 条１項１号、31 条１項・３項、則 24 条１項。令和７年度の概算保険料は、令和６年度の確定賃金総額を用いて計算する。したがって、労災保険の保険料の額は、「5,000 万円×1,000 分の３」により、150,000 円となる。

C　○　法 15 条１項。設問のとおり。

D　×　法 12 条１項１号、15 条１項１号、18 条、則 27 条１項、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律３条。「291,667 円」ではなく、「291,666 円」である。設問には、令和７年度の概算保険料の額は「875,000 円」と記述されている（一般保険料率が 1,000 分の 17.5（＝1,000 分の３＋1,000 分の 14.5）であるため、「5,000 万円×1,000 分の 17.5」により、875,000 円となる。）。875,000 円を３（延納回数）で除して得た額（291,666.666…円）が各期の納付額となるが、端数が生じる場合は、その端数分は最初の期に納付する。したがって、各期の納付額は、最初の期分が 291,668 円、第２期分と第３期分がそれぞれ 291,666 円となる。

E　○　法 19 条１項、31 条１項・３項。事業主が負担する額は、①労災保険率（1,000 分の３）に応ずる部分の額及び②雇用保険率（1,000 分の 14.5）のうち被保険者負担分に係る率（1,000 分の 5.5）を除いた率（1,000 分の９）に応ずる部分の額である。したがって、「(6,000 万円×1,000 分の３)＋(6,000 万円×1,000 分の９)」により、720,000 円となる。

【問 10】　解答　E

A　×　平 12.3.31 発労徴 31 号。委託することができる。

B　×　平 12.3.31 発労徴 31 号。法人である必要はない。

C　×　法 34 条、平 12.3.31 発労徴 31 号。その効果は当該事業主に対して及ぶ。

D　×　法 35 条１項・２項、平 12.3.31 発労徴 31 号。設問の労働保険事務組合は、延滞金の納付責任を負わない。

E　○　法 35 条４項、労災法 12 条の３第２項、平 12.3.31 発労徴 31 号。設問のとおり。

■　雇用保険法（労働保険徴収法を含む。）　■

【問1】　解答　B

A　×　法附則２条１項、令附則２条、行政手引 20104。公益財団法人は、「法人」の一種であり、その事業主の事務所は、（暫定）任意適用事業ではなく、（強制）適用事業に該当する。

B　○　法附則２条１項２号、令附則２条、行政手引 20105。設問のとおり。個人経営の農林水産業が強制適用事業となるための要件である「常時５人以上」とは、一の事業において雇用する労働者の数が「年間を通じて５人以上」であることをいう。したがって、設問のように「ごく短期間のみ」行われる事業、あるいは一定の季節にのみ行われる事業（いわゆる季節的事業）は、通常「常時５人以上」という要件には該当しない。このため、設問の事業所は、（暫定）任意適用事業に該当する。

C　×　労働保険徴収法附則２条１項。「当該認可の翌日」ではなく、「当該認可があった日」に保険関係が成立する。

D　×　法附則２条１項２号、令附則２条、行政手引 20105。任意適用事業とはならない。労働者の退職等により労働者の数が５人未満となった場合であっても、事業の性質上速やかに補充を要し、事業の規模等からみて５人未満の状態が一時的であると認められるときは、５人以上として取り扱うこととされている。したがって、設問の事業所は、（暫定）任意適用事業とはならず、（強制）適用事業に該当する。

E　×　法附則２条１項１号、令附則２条、行政手引 20105。設問の事業所は、（暫定）任意適用事業ではなく、（強制）適用事業に該当する。解説Ｂにもある「常時５人以上」の計算にあたっては、雇用保険の適用除外者（１週間の所定労働時間が 20 時間未満である者等）も含まれるためである。

【問2】　解答　D

A　○　則 142 条１項。設問のとおり。

B　○　則 141 条１項、行政手引 22301。設問のとおり。

C　○　行政手引 22101。設問のとおり。事業所の分割又は統合が行われた場合における「事業所の設置又は廃止の届出」は、従たる事業所について行い、主たる事業所については、行う必要がないものとされている。

D　×　則 145 条２項、行政手引 22402。事業所を廃止したことに伴い代理人を解任したときは、雇用保険代理人解任届を提出する必要はない（ただし、適用事業所廃止届の提出は必要である。）。

E　○　則 141 条１項、行政手引 22054、22251。設問のとおり。

【問3】　解答　B

A　×　法 60 条の２第４項、則 101 条の２の８第１項１号。「20 万円」ではなく、「10 万円」を上限とする。

B　○　行政手引 58114。設問のとおり。

C　×　法 60 条の２第４項、則 101 条の２の７第１項３号。「100 分の 80」ではなく、「100

分の 50」を乗じて得た額である。

D　×　法 60 条の 2 第 1 項 2 号、則 101 条の 2 の 5 第 1 項。受給することができる。専門実践教育訓練を開始した日前において高年齢被保険者の資格を喪失した者であっても、当該教育訓練を開始した日が高年齢被保険者の資格を喪失した日から原則として 1 年以内にあるときは、他の要件を満たす限り、教育訓練給付金を受給することができる。

E　×　法附則 11 条の 2 第 4 項。基本手当を受給している期間については、教育訓練支援給付金を受給することができない。

【問4】　解答　B

A～E　法 20 条 1 項 3 号、22 条 3 項、23 条 1 項 2 号イ・2 項 1 号、61 条の 7 第 9 項。設問で問われている「受給期間の限度」は、基本手当の受給資格者の区分に応じて定められており、解答にあたっては、設問の者に係る所定給付日数を検討する必要がある。

まず、設問文⑤により、設問の者は、離職時の年齢が 45 歳 8 月（「45 歳以上 60 歳未満」）であり、適用事業所Ｙの移転により、通勤することが困難になったことにより離職しているため、「特定受給資格者」に該当する。また、就職困難者には該当していない。

次に算定基礎期間について確認すると、以下のとおりである。

・設問文①～③の期間（20 歳 0 月で適用事業所Ｘに雇用～39 歳 0 月で離職）に係る被保険者であった期間は「19 年」であるが、設問文②の育児休業給付金の支給に係る休業の期間である 2 年（＝12 ヵ月＋12 ヵ月）は算定基礎期間に含めないため、適用事業所Ｘにおける算定基礎期間は「17 年（＝19 年－2 年）」となる。

・設問文④により、適用事業所Ｘを離職してから、基本手当等を受給せずに、2 ヵ月後（1 年以内）の 39 歳 2 月で適用事業所Ｙに雇用されているため、適用事業所Ｙの離職時には、適用事業所Ｘの算定基礎期間を通算することができる。

・設問文⑤により、適用事業所Ｙにおける算定基礎期間は、「6 年 6 ヵ月（39 歳 2 月～45 歳 8 月）」となる。

・したがって、設問の者の算定基礎期間は、適用事業所Ｘ及びＹの期間を通算した「23 年 6 ヵ月（＝17 年＋6 年 6 ヵ月）」となる。

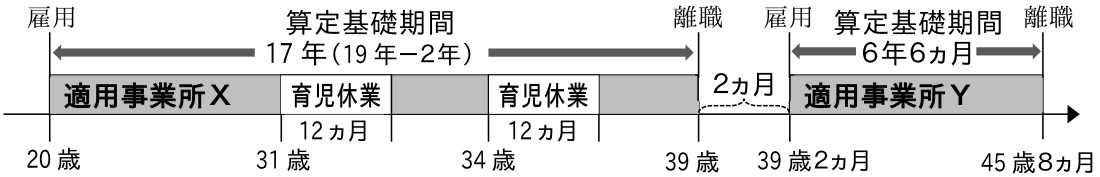

以上から、設問の者は、離職の日において 45 歳以上 60 歳未満である特定受給資格者であって、算定基礎期間が 20 年以上のものに該当し、所定給付日数が「330 日」となるため、受給期間の限度として正しいものは、Ｂの「1 年と 30 日」となる。

【問5】　解答　A

A　○　法 20 条 2 項、則 31 条の 2 第 2 項、行政手引 50281。設問のとおり。

B　×　法 20 条 2 項、則 31 条の 2、144 条の 2 第 1 項、行政手引 50281。設問の場合には、受給期間の延長が認められる。定年退職者等の受給期間の延長に係る「60 歳」という年齢要件は、船員にあっては「50 歳」と読み替えて適用される。したがって、船員であった被保険者が、設問の事業所を 55 歳の定年により離職した場合には、定年退職者等の受給期間の延長が認められる。

C　×　法 20 条 2 項、則 31 条の 3 第 2 項。「1 か月以内」ではなく、「2 か月以内」である。

D　×　法 20 条 1 項・2 項、行政手引 50286。延長が認められる。定年退職者等の受給期間とされた期間内に、疾病又は負傷等の理由により引き続き 30 日以上（設問では 90 日間）職業に就くことができない日がある場合には、さらに受給期間の延長が認められる。

E　×　則 31 条の 3 第 1 項・2 項、行政手引 50283。郵送により行うこともできる。

【問6】　解答　A

ア　○　法 32 条 1 項、行政手引 52151。設問のとおり。

イ　○　法 32 条 1 項 1 号、行政手引 52152。設問のとおり。

ウ　○　法 32 条 1 項 3 号、行政手引 52152。設問のとおり。

エ　○　法 32 条 1 項 5 号、行政手引 52152。設問のとおり。

オ　×　法 32 条 1 項 5 号、行政手引 52152。設問の場合には、給付制限を受ける。1 ヵ月以上賃金不払い（賃金の 3 分の 1 を上回る額が支払われなかった場合を含む。）の事業所に紹介された場合に、就職を拒否したとしても、正当な理由があるものとして、就職拒否による給付制限は行われない。ただし、その賃金不払いの事実が「一時的」なものであって、「近い将来正当な時期に賃金が支払われることが確実」な場合は、その就職を拒む正当な理由とならず、給付制限が行われる。設問では、「一時的」に 2 か月間賃金の 2 分の 1 が不払いとなったことがある事業所に紹介されており、また、「紹介された時点では当該事業所の賃金不払いが解消しており、今後は正当な時期に賃金が支払われることが確実」であることから、給付制限を受ける。

以上から、誤っているものは一つであるため、正解は A である。

【問7】　解答　A

A　×　行政手引 53302。設問の場合には、支給を受けた基本手当を返還しなければならない。解雇の効力について争いがある場合は、解雇された者が係争中に条件付給付（いわゆる仮給付）の手続きをすることで、資格喪失の確認が行われ、基本手当等が支給される。これは係争中の例外措置であり、①解雇無効（原状回復を含む。以下同じ。）の判決等が確定した場合若しくは解雇無効の「和解の成立」等判決等の確定と同様の状態となった場合又は②仮処分命令等に基づき解雇時に遡及して賃金が支払われた場合には、すでに（仮給付として）支給を受けた基本手当等の全額を返還しなければならない。設問では、雇用関係は継続する（＝解雇無効）という内容を含んだ和解が成立しており、係争中に失業状態になかったこととなるため、この例

外措置は認められなくなり、支給を受けた基本手当を返還しなければならない。

B　○　行政手引 53302。設問のとおり（解説Ａ参照）。

C　○　行政手引 53253。設問のとおり。

D　○　行政手引 53255。設問のとおり。

E　○　行政手引 53301。設問のとおり（解説Ａ参照）。

【問8】　解答　E

A　×　則 27 条 1 項。保険関係成立日が 10 月 1 日以後（11 月 1 日）にある継続事業であるため、延納することができない。

B　×　則 27 条 1 項。保険関係成立日が９月 30 日以前（８月 1 日）にある一括有期事業であり、概算保険料の額が 20 万円以上であるため、延納することができる。

C　×　法 16 条、則 25 条 1 項。差額が 13 万円未満（122,500 円）であるため、差額（増加概算保険料）を納付する必要はない。

D　×　法 15 条４項。納期限は同年９月 19 日とはならない。設問の未納額（認定決定された概算保険料）の納期限は「通知を受けた日から 15 日以内（翌日起算）」である。たとえば、８月 20 日に発した通知を８月 21 日に受けたのであれば、納期限は９月５日となる。

E　○　則 26 条、31 条。追加徴収される概算保険料の最初の期分の納期限は、「通知を発する日から起算して 30 日を経過した日（31 日目）」であるため、設問の場合の最初の期分の納期限は、11 月 19 日となる。

【問9】　解答　A

A　×　法 26 条 1 項、雇保法 22 条５項。「２年以内の算定基礎期間」ではなく、「２年前の日より前の算定基礎期間」である。

B　○　法 26 条３項～５項、コンメンタール 457 頁。設問のとおり。

C　○　則 58 条。設問のとおり。

D　○　平 12.3.31 発労徴 31 号。設問のとおり。

E　○　則 38 条３項２号。設問のとおり。

【問 10】　解答　D

A　×　則１条３項、行政不服審査法４条。「所轄都道府県労働局の労働保険審査官」ではなく、「厚生労働大臣」に対して審査請求をすることができる。

B　×　行政事件訴訟法 14 条１項・２項。当該処分があったことを知った日から「３か月以内」ではなく、「６か月以内」である。取消訴訟は、処分があったことを知った日から６ヵ月を経過したときは、提起することができない。

C　×　行政不服審査法２条、行政事件訴訟法８条。審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができる。

D　○　法 41 条１項、コンメンタール 572～574 頁。設問のとおり。

E　×　法 41 条１項、国税通則法 74 条２項、コンメンタール 574 頁。時効の利益を放棄することができないものとされているため、政府は徴収権を行使できない。

■　労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識　■

【問1】　解答　A

A　○　厚生労働省「令和５年外国人雇用実態調査」。設問のとおり。

B　×　厚生労働省「令和５年外国人雇用実態調査」。外国人労働者の国籍・地域をみると、最も多いのは「ベトナム」であり、次いで「中国（香港、マカオ含む）」、「フィリピン」の順となっている。

C　×　厚生労働省「令和５年外国人雇用実態調査」。外国人労働者の職業をみると、最も多いのは「生産工程従事者」であり、次いで「専門的・技術的職業従事者」、「サービス職業従事者」の順となっている。

D　×　厚生労働省「令和５年外国人雇用実態調査」。外国人労働者を雇用する理由（事業所計）をみると、最も多いのは「労働力不足の解消・緩和のため」であり、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して」、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため」、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して」の順となっている。

E　×　厚生労働省「令和５年外国人雇用実態調査」。外国人労働者の雇用に関する課題（事業所計）をみると、最も多いのは「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい」であり、次いで「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑」、「在留資格によっては在留期間の上限がある」、「文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある」の順となっている。

【問2】　解答　B

A　○　厚生労働省「令和５年度障害者雇用実態調査」。設問のとおり。

B　×　厚生労働省「令和５年度障害者雇用実態調査」。企業規模別に身体障害者の雇用者数の割合をみると、最も多いのは「1,000 人以上規模」であり、次いで「100～499 人規模」、「30～99 人規模」、「５～29 人規模」、「500～999 人規模」の順となっている。

C　○　厚生労働省「令和５年度障害者雇用実態調査」。設問のとおり。

D　○　厚生労働省「令和５年度障害者雇用実態調査」。設問のとおり。

E　○　厚生労働省「令和５年度障害者雇用実態調査」。設問のとおり。

【問3】　解答　E

A　×　厚生労働省「令和４年派遣労働者実態調査（事業所調査）」。全労働者数に占める派遣労働者の割合が最も高い産業は、「宿泊業、飲食サービス業」ではなく、「サービス業（他に分類されないもの）」である。

B　×　厚生労働省「令和４年派遣労働者実態調査（事業所調査）」。派遣労働者を就業させる理由（複数回答３つまで）をみると、その割合が最も高いのは「欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため」であり、次いで「一時的・季節的な業務量の変動に対処するため」、「軽作業、補助的業務等を行うため」の順となっている。

C　×　厚生労働省「令和４年派遣労働者実態調査（事業所調査）」。全労働者数に対する派遣労働者の割合は、規模が「大きいほど」高くなっている。

D　×　厚生労働省「令和４年派遣労働者実態調査（事業所調査）」。設問の派遣労働者に対

する教育訓練・能力開発の実施の有無をみると、「実施した」は、「約３割」ではなく、「約７割」（69.7％）となっている。

E　○　厚生労働省「令和４年派遣労働者実態調査（事業所調査）」。設問のとおり。

【問4】　解答　D

A　○　最判 令 6.4.26 滋賀県社会福祉協議会事件。設問のとおり。

B　○　平 24 基発 0810 第２号。設問のとおり。

C　○　平 24 基発 0810 第２号。設問のとおり。

D　×　最判 昭 60.4.5 古河電気工業・原子燃料工業事件。最高裁判所は、在籍出向が命じられた場合において、その後出向元が、出向先の同意を得た上、その出向関係を解消して労働者に対し復帰を命ずるについては、特段の事由のない限り、「当該労働者の同意を得る必要はない」としている。

E　○　平 24 基発 0810 第２号。設問のとおり。

【問5】　解答　B

A　×　社労士法２条１項１号の２、昭 53.8.8 庁文発 2084 号。設問の「提出に関する手続を代わつてする」こと（提出代行事務）は、法律行為の代理とは異なるので、本来事業主等が意思決定すべき事項には及ばないものとされている。したがって、代理業務（申告、申請、不服申立等について事業主その他の本人から委任を受けて代理人として事務を処理すること）は含まれない。

B　○　社労士法２条１項１号の４、コンメンタール 163 頁。設問のとおり。

C　×　社労士法 25 条の３の２第２項。設問の場合には、社会保険労務士会の会員、社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に限らず、「何人も」、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

D　×　社労士法 25 条の８第１項。社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならず、社会保険労務士でない者はこれになることができない。

E　×　社労士法 25 条の 18 第１項。自己のために行うこともできない。社会保険労務士法人の社員は、「自己又は第三者」のためにその属する社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならない。

【問6】　解答　E

A　×　国保法 54 条の４第１項。移送費は、支給される。移送費は、設問の場合において、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対して支給される保険給付である。

B　×　高確法 54 条１項。「市町村」ではなく、「後期高齢者医療広域連合」に届け出なければならない。

C　×　介保法９条１号。「生活保護法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者」を除く旨の規定はない。

D　×　船保法 94 条。行方不明手当金の額は、１日につき、被保険者が行方不明となった当時の「標準報酬日額」に相当する金額である。「標準報酬日額の 100 分の 80」に相

当する金額ではない。

E　○　国保法 58 条 1 項・2 項。設問のとおり。

【問7】　解答　E

A　×　確拠法 62 条 2 項 1 号。個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者であった者は、個人型年金加入者となることができない。

B　×　確拠法 59 条。「少なくとも 10 年ごとに」ではなく、「少なくとも 5 年ごとに」である。

C　×　確拠法 73 条による同法 28 条の準用。個人型年金の給付は、老齢給付金、「障害給付金」、死亡一時金である。確定拠出年金法において、「遺族給付金」という給付は存在しない。

D　×　確拠法 60 条 1 項・3 項。設問は、前半部分が誤り。国民年金基金連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に、「委託することができる」のではなく、「委託しなければならない」。設問のその他の記述は正しい。

E　○　確拠法 63 条 1 項。設問のとおり。

【問8】　解答　D

A　×　高確法 49 条。「都道府県」について、後期高齢者医療に関する収入及び支出について特別会計を設けなければならない旨の規定はない。特別会計を設けなければならないのは、「後期高齢者医療広域連合及び市町村（特別区を含む。）」である。

B　×　高確法 50 条。75 歳以上の者のみではない。「後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの」も、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる。

C　×　高確法 109 条。「後期高齢者医療広域連合の条例」ではなく、「市町村の条例」で定める。

D　○　高確法 111 条。設問のとおり。

E　×　高確法 53 条 1 項。設問の場合には、「その日の翌日から」ではなく、「その日から」、被保険者の資格を喪失する。

【問9】　解答　A

ア　×　社審法 4 条 2 項。「3 年」ではなく、「2 年」である。

イ　○　社審法 12 条の 2。設問のとおり。

ウ　○　社審法 12 条。設問のとおり。

エ　○　社審法 20 条、21 条。設問のとおり。

オ　○　社審法 37 条。設問のとおり。

以上から、誤っているものは一つであるため、正解は A である。

【問 10】　解答　D

ア　○　令和６年版厚生労働白書 343 頁。設問のとおり。

イ　○　介保法 27 条１項、令和６年版厚生労働白書 343 頁。設問のとおり。

ウ　×　介保法 69 条の２第１項、69 条の７第１項・３項。ケアマネジャー（介護支援専門員）の登録に係る試験は、「厚生労働大臣」ではなく、「都道府県知事」が行う。また、その登録は、「介護保険事業を行う市町村及び特別区」ではなく、「当該都道府県知事」が行う。なお、介護支援専門員証の有効期間が原則５年とされているという点は、正しい。

エ　○　令和６年版厚生労働白書 337 頁。設問のとおり。

オ　×　厚生労働省「年金制度の仕組みと考え方／第５　公的年金制度の歴史」３～４頁・６頁。基礎年金が導入されたのは、「平成元（1989）年改正」ではなく、「昭和 60（1985）年改正」（昭和 61 年４月１日施行）である。

以上から、誤っているものの組合せは、Ｄ（ウとオ）である。

■　健康保険法　■

【問1】　解答　E

A　×　法 18 条 1 項・3 項、令 6 条。任期は、「5 年」ではなく、「3 年を超えない範囲内で規約で定める期間」である。

B　×　法 106 条、193 条 1 項、昭 3.4.16 保理 4147 号。「5 年」ではなく、「2 年」である。出産育児一時金の支給を受ける権利は、出産した日の翌日から起算して 2 年を経過したときは、時効によって消滅する。したがって、設問の資格喪失後の出産育児一時金の支給を受けることができるのは、出産した日の翌日から起算して「2 年」を経過する日までの間である。

C　×　則 158 条の 26 第 1 項、158 条の 27 第 1 項。設問は後半が誤りであり、「交替の日をもって」ではなく、「交替の日の前日をもって」である。

D　×　則 116 条 1 項・3 項。「5 日以内に」ではなく、「直ちに」である。

E　○　法 174 条。設問のとおり。

【問2】　解答　B

ア　×　則 52 条 3 項、170 条。「14 日以内に」ではなく、「5 日以内に」である。

イ　○　法附則 7 条 1 項。設問のとおり。

ウ　×　法 198 条 1 項、204 条 1 項 19 号、204 条の 7 第 1 項。設問の検査等の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとされておらず、全国健康保険協会に行わせるものとされている。

エ　○　則 23 条の 2。設問のとおり。

オ　○　法 63 条 2 項 4 号。設問のとおり。なお、設問にある「評価療養の給付」は、「療養の給付」の誤植と思われる。

以上から、誤っているものの組合せは、B（アとウ）である。

【問3】　解答　C

A　○　法 145 条 1 項・5 項。設問のとおり。

B　○　法 58 条 2 項。設問のとおり。

C　×　法 169 条 2 項・6 項。設問は、カッコ内の記述が誤りであり、「その者を使用するそれぞれの事業主」ではなく、「初めにその者を使用する事業主」である。

D　○　法 49 条 2 項。設問のとおり。

E　○　法 190 条。設問のとおり。

【問4】　解答　C

A　○　則 41 条 1 項。設問のとおり。

B　○　法 44 条 1 項・2 項。設問のとおり。

C　×　則 35 条。「速やかに」ではなく、「あらかじめ」である。

D　○　令 44 条の 7 第 2 項。設問のとおり。

E　○　法 88 条 4 項。設問のとおり。

【問5】　解答　D

A　×　則 51 条２項。設問は、「事業主は遅滞なく資格確認書を回収して」とある部分が誤り。資格確認書の交付を受けている任意継続被保険者が資格を喪失したときは、「当該被保険者（本人）」が、５日以内にこれを保険者に返納しなければならない。

B　×　平 9.4.17 保険発 57 号。「書面により」ではなく、「書面又は口頭により」である。つまり、医師の同意は、口頭により与えられても差し支えない。

C　×　法 85 条８項、則 62 条。設問は、「当該被保険者が請求した場合には」とある部分が誤り。保険医療機関等である病院又は診療所は、被保険者の請求の有無にかかわらず、領収証を交付しなければならない。

D　○　法 65 条４項２号。設問のとおり。

E　×　昭 27.10.3 保文発 5383 号。被保険者の死亡後は、療養の給付は「打ち切られる」。

【問6】　解答　E

A　×　法 154 条の２。「全部」ではなく、「一部」である。

B　×　法３条７項、則 37 条の３。設問の厚生労働省令で定める者とは、次の①及び②の者をいう。設問は、①の記述がない点及び②の「１年」を「２年」としている点で誤りである。

①日本の国籍を有しない者であって、入管法の規定に基づく活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

②日本の国籍を有しない者であって、入管法の規定に基づく活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において「１年」を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

C　×　昭 26.3.19 保文発 721 号。自殺による埋葬料は支給される。被保険者の自殺による死亡は、故意に基づく事故であるが、給付制限事由である「故意に給付事由を生じさせたとき」には該当しないものと取り扱われるためである。

D　×　平 26 保保発 0331 第１号。設問は、結論部分が誤り。医療保険の保険者は、求償する相手先がないことや結果的に求償が困難であること等を理由として「医療保険の給付を行わないということはできない」とされている。

E　○　令６保発 0328 第６号。設問のとおり。

【問7】　解答　D

A　○　則 24 条の４。設問のとおり。

B　○　平 23 保発 0131 第２号。設問のとおり。

C　○　則 47 条１項。設問のとおり。

D　×　令 6.1.17 事務連絡。遡及取消とはならない。つまり、設問の場合であっても、その適用事業所に使用される特定４分の３未満短時間労働者は、引き続き被保険者となる。

E　○　法 85 条の 2 第 2 項。設問のとおり。

【問8】　解答　E

A　×　昭 31.12.24 保文発 11283 号。時効未完成の期間についても傷病手当金の給付を受けることができない。資格喪失後の傷病手当金の継続給付は、「継続して」受けることができるものであり、設問のように、当該継続給付を受ける権利の一部がすでに時効により消滅している場合には、「継続して」に該当せず、時効未完成の期間についても当該継続給付を受けることはできない。

B　×　法 204 条の 3 第 1 項。「財務大臣」及び「税務署職員」とある部分が誤りであり、正しくは、「厚生労働大臣」及び「徴収職員」である。

C　×　法 160 条 13 項。設問は、後半の「社会保障審議会の議を経て」とある部分が誤り。健康保険組合が一般保険料率を変更するにあたり、社会保障審議会の議を経る旨の規定はない。

D　×　法 122 条、昭 26.5.9 保発 37 号。「全部又は一部」ではなく、「一部」である。

E　○　平 18 保医発 0313003 号等。設問のとおり。

【問9】　解答　B

ア　×　法 159 条 1 項、159 条の 3、労基法 65 条 2 項。「健康保険法第 159 条に規定される育児休業期間中の保険料免除」ではなく、「健康保険法第 159 条の 3 に規定される産前産後休業期間中の保険料免除」の対象となる。被保険者が令和 7 年 3 月 15 日に出産した場合には、労働基準法の産前産後休業の規定により、原則として同年 5 月 10 日までの間（産後 8 週間を経過するまでの間）、その者の就業が禁止される。この場合には、同年 3 月分からは「産前産後休業期間中の保険料免除」の対象となる。

イ　×　昭 5.10.13 保発 52 号。「その翌日である同年 2 月 4 日」ではなく、「その日である同年 2 月 3 日」である。傷病手当金の待期期間は、①原則として、労務不能の状態になった日から起算し、②業務終了後に労務不能の状態になった場合は、その翌日から起算する。設問の場合は、①に該当する。

ウ　×　昭 25.2.22 保文発 376 号、平 11.3.31 保険発 46 号・庁保険発 9 号。設問は、後半の記述が誤り。就業規則に基づき報酬支払の目的をもって支給された見舞金は、報酬に「含まれる」。

エ　○　法 105 条。設問のとおり。

オ　○　法 43 条の 2 第 2 項。設問のとおり。設問の場合は、育児休業等終了日の翌日である令和 7 年 1 月 1 日から起算して 2 ヵ月を経過した日の属する月の翌月である同年 4 月から標準報酬月額が改定される。改定月が 4 月の場合には、新たな標準報酬月額の有効期間は、その年の 8 月までである。

以上から、正しいものは二つであるため、正解はＢである。

【問 10】　解答　B

A　○　法 75 条の 2 第 1 項、則 56 条の 2、平 18 保保発 0914001 号。設問のとおり。

B　×　昭 48.10.17 保険発 95 号・庁保険発 18 号。入院中の療養と通院（外来）での療養

は、高額療養費の算定上、同一の保険医療機関で受けた療養とはみなされない。

C　○　平 18 保医発 0313003 号等。設問のとおり。

D　○　法３条７項１号、昭 52.4.6 保発９号・庁保発９号、昭 61.4.1 庁保険発 18 号。設問のとおり。設問の母の年間収入額は、220 万円（遺族年金 100 万円及びパートタイム労働者としての給与 120 万円）であり、生計維持に係る認定基準（年間収入が 130 万円未満であること）を満たしていないため、被扶養者になることができない。

E　○　法３条７項１号、昭 52.4.6 保発９号・庁保発９号、昭 61.4.1 庁保険発 18 号。設問のとおり。設問の父の年間収入額は、老齢年金の 130 万円であり、生計維持に係る認定基準（年間収入が 180 万円未満、かつ、被保険者からの援助額よりも少ないこと）を満たしている。また、国内居住の要件も満たしているため、被扶養者になることができる。

■　厚生年金保険法　■

【問1】　解答　C

A　○　法 36 条 1 項。設問のとおり。

B　○　法 13 条 1 項、14 条。設問のとおり。適用事業所に使用されなくなったときは、原則として、その日の翌日に被保険者資格を喪失するが、設問のように、使用されなくなった日に他の適用事業所に使用されるに至ったときは、その日（使用されなくなった日）に従前の被保険者資格を喪失し、同日に新たな被保険者資格を取得する。

C　×　法 100 条 1 項。「適用事業所の事業主又は被保険者」ではなく、「適用事業所等の事業主」である。

D　○　法 44 条 1 項・3 項。設問のとおり。受給権を取得した後に誕生（出生）した子が老齢厚生年金に係る加給年金額の加算の対象となるのは、「受給権を取得した当時胎児であった子が出生したとき」のみである。２年後に誕生した第２子は、これに該当しない。

E　○　法 49 条 2 項。設問のとおり。

【問2】　解答　E

A　○　令 3 条の 12 の 7。設問のとおり。当事者の一方が死亡した日から起算して 1 ヵ月以内に当事者の他方による標準報酬改定請求があったときは、当事者の一方が死亡した日の前日に当該請求があったものとみなされる。

B　○　法 78 条の 2 第 2 項。設問のとおり。

C　○　法 78 条の 4 第 1 項。設問のとおり。

D　○　令 3 条の 12 の 5。設問のとおり。

E　×　法 78 条の 10 第 1 項。「当該標準報酬の改定又は決定が行われた日の属する月の翌月から」ではなく、「当該標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から」である。

【問3】　解答　B

ア　○　法 47 条の 2 第 1 項。設問のとおり。

イ　×　法 47 条の 3 第 3 項。「当該年金を支給すべき事由が生じた月から」ではなく、「当該障害厚生年金の請求があった月の翌月から」である。

ウ　×　法 47 条の 2 第 1 項。「1 級及び 2 級のみ」ではなく、「1 級、2 級及び 3 級」である。

エ　×　法 47 条の 3 第 1 項。「1 級、2 級及び 3 級」ではなく、「1 級及び 2 級」である。

オ　○　法附則 16 条の 3 第 1 項。設問のとおり。

以上から、正しいものの組合せは、B（アとオ）である。

【問4】　解答　C

A　×　法 37 条 1 項。受給権者の配偶者の甥（3 親等の親族に該当する。）は含まれる。

B　×　則 28 条。「3 年間」ではなく、「2 年間」である。

C　○　法 44 条 2 項。設問のとおり。

D　×　法２条の５第１項３号・２項。拠出金の納付に関する事務は、「地方公務員共済組合」が行うのではなく、「地方公務員共済組合連合会」が行う。

E　×　法 40 条。受給権者が当該第三者から損害賠償を受ける前に保険給付を受けたときは、政府等は、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

【問5】　解答　D

A　×　法附則 11 条の６第１項１号、令 2.3.31 法律 14 号。「６％」ではなく、「４％」（100 分の４）である。

B　×　法 82 条１項、法附則４条の５第１項。保険料の半額を負担する義務を負う。全額を負担する義務を負うのではない。なお、事業主の同意は、設問の者が高齢任意加入被保険者となるために満たさなければならない要件である。

C　×　法８条の３。厚生労働大臣の承認を受ける必要はなく、当然に１つの適用事業所とされる。

D　○　法 44 条１項ただし書き。設問のとおり。

E　×　法２条の５第１項、19 条１項・４項。「第２号厚生年金被保険者」ではなく、「第１号厚生年金被保険者」であった月とみなされる。被保険者期間の計算に関する規定は、被保険者の種別ごとに適用されるため、民間企業に就職して被保険者資格を取得した令和７年７月は、第１号厚生年金被保険者であった月とみなされる。

【問6】　解答　D

A　×　法附則 29 条１項、厚生労働省資料。日本の永住資格を有するとき（永住者）も、脱退一時金を請求し得る。

B　×　法附則 29 条。請求することができる。脱退一時金の支給回数に制限はない。

C　×　平 16 法附則２条２項。「その作成年のおおむね 100 年後に」ではなく、「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に」である。

D　○　平 27 年管管発 0928 第６号。設問のとおり。

E　×　法 62 条１項。死亡した夫の厚生年金保険の被保険者期間の月数が 240 未満であっても、中高齢寡婦加算は行われる。障害等級２級の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合（短期要件の場合）は、中高齢寡婦加算について、夫の被保険者期間の月数に係る要件はない。

【問7】　解答　B

A　○　法 46 条１項、法附則 11 条１項、令３条の６。設問のとおり。議員についても、在職老齢年金と同様の仕組みが適用される。

B　×　平 24 法附則 17 条５項１号。同意の対象となる者に、70 歳以上の使用される者は含まれる。

C　○　法 50 条１項。設問のとおり。

D　○　法 14 条５号、46 条１項、82 条１項。設問のとおり。

E　○　法附則 15 条の２。設問のとおり。

【問8】　解答　E

A　×　法６条１項１号。強制適用事業所とならない。理美容の事業は非適用業種であるため、個人事業所（個人経営）である限り、従業員の数にかかわらず、強制適用事業所とならない。

B　×　法 73 条、昭 35.10.６保険発 123 号。遺族厚生年金は支給する。

C　×　法 40 条の２。「徴収しなければならない」ではなく、「徴収することができる」である。

D　×　法 78 条１項、令２年管管発 0622 第８号。差し止められた分の支給は行われる。

E　○　法 31 条の２、則 12 条の２第１項３号。設問のとおり。

【問9】　解答　C

A　×　法 81 条の２第１項。標準賞与額に係る保険料は免除されない。

B　×　法 83 条２項。「１年以内」ではなく、「６ヵ月以内」である。

C　○　法 84 条２項・３項。設問のとおり。

D　×　法 46 条１項。「改定が行われた月の翌月から」ではなく、「改定が行われた月から」である。

E　×　参考：法附則７条の４等。調整は行われず、支給停止の対象とならない。

【問 10】　解答　D

ア　×　法 78 条の 33 第１項。「障害認定日における被保険者の種別」ではなく、「初診日における被保険者の種別」である。

イ　○　法 97 条１項。設問のとおり。

ウ　×　法 60 条１項２号ロ、64 条の２。設問は、「加給年金額に相当する部分も含めて」とする記述が誤り。ここでの老齢厚生年金の額には、加給年金額は含めない。

エ　×　法 63 条１項５号。「３年」ではなく、「５年」を経過したときである。

オ　○　法 102 条１項。設問のとおり。

以上から、正しいものの組合せは、D（イとオ）である。

■　国民年金法　■

【問1】　解答　B

A　○　法 16 条、則 63 条 1 項。設問のとおり。

B　×　法 101 条の 2。設問に掲げる処分のうち、「保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分」については、審査請求に対する社会保険審査官の決定を経なくとも、その処分の取消しの訴えを提起することができる。

C　○　令 1 条の 2 第 3 号、則 64 条 1 項。設問のとおり。

D　○　則 65 条 2 項。設問のとおり。

E　○　則 20 条の 2 第 1 項。設問のとおり。

【問2】　解答　B

ア　×　法 12 条 1 項。「厚生労働大臣」ではなく、「市町村長（特別区の区長を含む。）」に届け出なければならない。

イ　○　法 12 条 5 項。設問のとおり。

ウ　○　法 5 条 7 項。設問のとおり。

エ　○　令 4 条。設問のとおり。

オ　×　法 8 条。「至った日の翌日」ではなく、「至った日」である。

以上から、誤っているものは二つであるため、正解はＢである。

【問3】　解答　E

A　○　法 36 条の 3 第 1 項。設問のとおり。なお、設問の「国民年金法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金」とは、いわゆる 20 歳前の傷病による障害基礎年金のことである。

B　○　昭 61.3.31 庁保発 15 号。設問のとおり。

C　○　法 30 条 1 項、30 条の 3 第 1 項。設問のとおり。

D　○　法 36 条の 2 第 1 項。設問のとおり。

E　×　法 29 条、35 条、40 条、48 条、51 条。付加年金及び寡婦年金についても、失権が規定されている。

【問4】　解答　D

A　×　法 11 条 1 項。その資格を「喪失した日の属する月まで」ではなく、「喪失した日の属する月の前月まで」を被保険者期間に算入する。

B　×　法 11 条の 2。「変更前」ではなく、「変更後」の種別の被保険者であった月とみなす。

C　×　則 77 条の 7 第 1 号。設問は、「保険金や損害賠償金等により補充された金額の多寡にかかわらず」としている点が誤り。設問の財産について、その価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けたか否かを判断するにあたっては、被害金額から、保険金や損害賠償金等により補充された金額を除いた金額を用いる。

D　○　法 25 条。設問のとおり。

E　×　日本年金機構資料。最初の４月が到来するまで１か月分ずつ「割引なしの保険料」を口座振替する。「割引された保険料」ではない。これ以外の記述は正しい。なお、令和７年１月から追加された「２年前納（４月開始）」の方法は、口座振替による納付のほか、クレジットカードによる納付でも認められる。

【問5】　解答　D

A　×　法 30 条の２第１項、102 条１項。障害認定日から５年を経過する前に行う必要はない。設問の場合における障害基礎年金（事後重症による障害基礎年金）の請求は、65 歳に達する日の前日までの期間内であれば、障害認定日から５年を経過しても、行うことができる。事後重症による障害基礎年金の受給権（基本権）は、請求があった日に発生するため、その受給権について時効の問題は生じない。

B　×　法 18 条の４、37 条、37 条の２第１項２号。遡って受給することはできない。失踪の宣告を受けた者に係る遺族基礎年金については、死亡したものとみなされた日（原則として、失踪の日（所在が明らかでなくなった日）の翌日から起算して７年を経過した日）において、遺族に係る身分関係、年齢及び障害の状態が判断され、その日において受給権が発生する。したがって、これより前の日（例えば、所在が明らかでなくなった日）に遡って支給されることはない。なお、設問の「失踪の宣告を受けた日」とは、「失踪宣告の審判の確定日」のことであり、「死亡したとみなされた日」とは異なる（Ｅの解説図参照）。

C　×　法 40 条１項３号、41 条２項。「直系姻族と養子縁組したとき」は、遺族基礎年金の失権事由に該当しないため、妻の受給権は消滅しない。また、引き続き妻が遺族基礎年金の受給権を有するため、子に対する遺族基礎年金の支給停止は解除されない。

D　○　法 42 条１項。設問のとおり。

E　×　法 102 条４項、平 26 年管管発 0327 第２号。死亡一時金は支給され得る。失踪の宣告を受けた者に係る死亡一時金については、その消滅時効期間である２年を経過した後であっても、失踪宣告の審判の確定日の翌日から起算して２年以内に請求があった場合には、給付を受ける権利について時効を援用せず、死亡一時金を支給することとしている（下図参照）。なお、設問前半の死亡一時金に係る消滅時効期間についての記述は正しい。

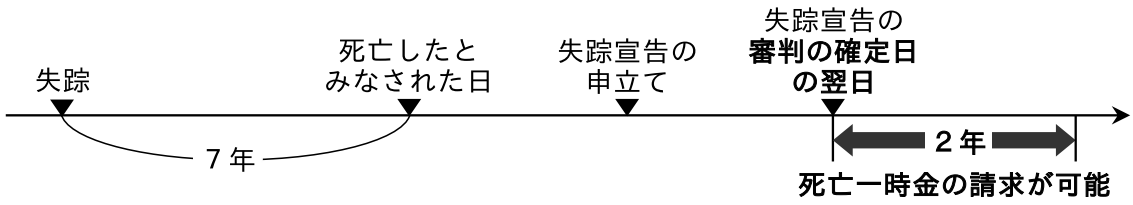

【問6】　解答　D

ア　×　法 26 条、28 条５項、102 条１項。設問の場合は、請求をした日の５年前の日（67 歳に達した時点）に支給繰下げの申出があったものとみなされ、２年待機分を増額した老齢基礎年金の支給を受けることとなる。

イ　×　法 102 条５項、昭 38.5.23 庁保発 12 号。消滅しない。厚生労働大臣による督促は、

時効の更新の効力を有するためである。なお、督促があったとしても、督促状に指定した期限の翌日から時効が再度進行し、そこから２年を経過したときは、保険料の徴収権（納付義務）が消滅する。このため、「２年」の起算日が明記されていない設問の記述を明確に「誤り」とすることにはやや疑義が残る。

ウ　○　令９条３項、則 135 条５項。設問のとおり。

エ　×　法 28 条１項。設問のような規定はない。老齢基礎年金の支給繰下げの申出は、老齢基礎年金の受給権を有する者であって 66 歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものが、することができる。つまり、66 歳に達する前に、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることはできない。なお、設問中の「加給年金を除く。」とある部分は、「付加年金を除く。」の誤植と思われる。

オ　○　令５年管管発 0320 第１号。設問のとおり。

以上から、正しいものの組合せは、Ｄ（ウとオ）である。

【問7】　解答　Ｂ

ア　×　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 10 条１項等。設問後半の協定相手国の年金制度への納付済保険料総額が日本の老齢基礎年金の年金額の計算の基礎に含まれるとする記述が誤りである。これ以外の記述は正しい。

イ　○　法 37 条３号・４号、法附則９条１項。設問のとおり。

ウ　○　昭 60 法附則８条５項９号。設問のとおり。なお、日本国籍を有する者が日本国内に住所を有しなかった期間については、旧国民年金法（昭和 36 年４月１日から昭和 61 年３月 31 日までの期間）では適用除外とされており、国民年金に任意に加入することができなかった。

エ　×　昭 60 法附則８条５項 11 号。設問の期間は、合算対象期間となる。

オ　○　昭 60 法附則８条４項。設問のとおり。

以上から、誤っているものの組合せは、Ｂ（アとエ）である。

【問8】　解答　Ｃ

ア　×　法 109 条の 11 第１項、則 118 条１号・２号。年金給付の過誤払による返還金の収納も、日本年金機構に行わせることができる。

イ　○　法 109 条の 13、109 条の 14。設問のとおり。

ウ　×　法 74 条２項・３項。その運用の「一部のみ」ではなく、「全部又は一部」を日本年金機構に行わせることができる。なお、設問前半の記述は正しい。

エ　○　法 108 条の３第１項。設問のとおり。

オ　○　法 14 条の３。設問のとおり。

以上から、正しいものは三つであるため、正解はＣである。

【問9】　解答　Ｅ

Ａ　×　法附則５条３項等。遡って任意加入被保険者の資格を取得することはできない。

Ｂ　×　法５条１項。設問後半の滞納処分により徴収された保険料に係る第１号被保険者としての被保険者期間も含まれる。なお、設問前半の記述は正しい。

C　×　法５条１項、27 条。「444 月」ではなく、「456 月」となる。設問に掲げる第１号被保険者期間のうちの保険料納付済月数の 108 月、第２号被保険者期間（20 歳以上 60 歳未満の期間）の 12 月及び第３号被保険者期間の 336 月は、すべて保険料納付済期間となる。また、第１号被保険者期間のうちの保険料未納月数の 24 月は、老齢基礎年金の額に反映されない。老齢基礎年金の額の算出において、保険料納付済期間は、その月数のすべてを算入するため、設問の年金額を算出する際に算入される月数の合計は、保険料納付済期間の 456 月（＝108 月＋12 月＋336 月）となる。

D　×　法 29 条。受給権者が日本国内に住所を有しなくなったことを理由として、受給権が消滅することはない。老齢基礎年金の受給権が消滅するのは、受給権者が死亡したときのみである。

E　○　法 133 条による法 25 条の準用。設問のとおり。

【問 10】　解答　E

A　×　法 18 条１項、49 条３項。設問後半の 60 歳未満の妻が支給の対象となる寡婦年金については、妻が「60 歳に達した日の属する月から」ではなく、「60 歳に達した日の属する月の翌月から」、その支給が始まる。なお、設問前半の記述は正しい。

B　×　法 35 条２号。「５年」ではなく、「３年」である。これ以外の記述は正しい。

C　×　法 34 条１項・６項。改定後の額による障害基礎年金の支給は、「改定が行われた日の属する月から」ではなく、「改定が行われた日の属する月の翌月から」、始められる。なお、設問前半の記述は正しい。

D　×　法 39 条３項６号・８号。設問後半の障害等級（１級・２級）に該当する障害の状態にある子の場合は、「20 歳に達した日以後の最初の３月 31 日が終了したとき」ではなく、「20 歳に達したとき」に、年金額が減額改定される。なお、設問前半の記述は正しい。

E　○　法 96 条６項。設問のとおり。